

会 報 《第460号》

次代を築くヒューマン・ネットワーク
一般社団法人兵庫県建築会



令和 6 年5月1日

目 次

I 会員寄稿

「人 生 時 計」

兵庫県住宅供給公社 理事長 西谷 一盛 氏 (当会副会長)・・・2頁

II 特別寄稿

「兵庫県議会の取り組み（兵庫県議会基本条例と議会改革について）」

兵庫県議会事務局 次長 榊 丈直 氏 ……3頁～5頁

III 監事監査、理事会の実施 ……6頁

IV お知らせ 訃報、行事予定、編集後記 ……6頁

V 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度 ……7頁



I 会員寄稿

「人生時計」

兵庫県住宅供給公社 理事長 西谷 一盛



夕方6時

「人の一生を1日の朝から晩までと考えると、あなたは今、何時ごろを過ごしていますか？」これは仕事に悩んでいた時に読んだ「シニアの品格」

(小屋一雄著 小学館)に書かれていた言葉である。日本人男性の平均寿命は81歳。人生を24時間に置き換えると、61歳の私は夕方の6時に差し掛かったころである。6時であれば仕事帰りに一杯飲みに行くこともできるし、家に帰って家族と夕食を囲むこともできる。

しかし、誰もが平均寿命まで元気に過ごせるわけではない。介護を受けることなく、元気に生活できる健康寿命は男性で72歳。平均寿命と健康寿命の差は9年間もある。健康寿命で「人生時計」を計算すると、夜の8時になる。飲みに行くには遅いし、家に帰っても家族は食事を終えている。

「人生時計」の一日を有効に使うためには、できるだけ健康寿命を延ばしたい。介護が必要になる要因の第1位は認知症らしい。認知症になるのを遅らせるには、**適度な運動、バランスの良い食事、社会参加**が有効であると言われている。皆さんは実践できていますか？

適度な運動

適度な運動の代表例は水泳やジョギングなどの有酸素運動である。私もフルマラソン完走を目標に、毎朝走っているが、真夏や真冬はつらく、さぼりがちになる。一方、手軽にできて、継続しやすいのは歩くこと。特に会社へは毎日通勤するので、工夫すれば効果的に運動できる。出勤時は一つ手前の駅で降りて歩く。また、エレベーターやエスカレーターがあっても階段を使う。ちょっとした運動を実践してみたいはいかがでしょうか。

バランスの良い食事

合言葉は「さあ、にぎやかにいただく」(ロモチャレンジ！推進協議会)。**さ**かな、**あ**ぶら、**に**く、**ぎ**ゆうにゆう、**や**さい、**か**いそう、**に**、**い**も、**た**まご、**だ**いず、**く**だものをバランスよく摂れる

ように、3度の食事では主食(ご飯)、主菜(肉・魚)、副菜(野菜)、汁物、果物、乳製品を揃えたい。しかし、毎日の献立を考えるのは大変だ。我が家でも妻が不在の時は、子どもたちの料理を作っていたが、カレーやハンバーグばかりで不満の声が上がっていた。ちょうどその頃、地元の公民館がメズクッキング講座を企画していたので迷わず申し込んだ。私以外の参加者はタイアしたおじさんたち。月に2回、メイン料理2品とデザート1品を作り、試食して、片付けることを1年間続けた。そのおかげで、パントリーも増え、レシピがあればそれなりに料理ができるようになった。もちろん、子どもたちも喜んだ。将来一人暮らしになっても簡単なものは自分で作れるよう、料理に挑戦してみたいはいかがでしょうか。

社会参加

現役時代は出勤すれば、周りの人との会話はあつるし、それぞれに役割もあるので、社会の一員であることが実感できる。だが、働いているとストレスを感じることも多い。ストレスは認知機能に悪い影響を与えるそう。認知症予防には自分が楽しいことや興味が持てることで、人とのつながりを持つことが良いらしい。私は大学時代に合唱サークルに入っていたので、子どもが手を離れたのを機に、地元加古川の男声合唱団に入団した。自宅で譜面を読んでパートの音を取り、週末に集まってハーモニーを創る。毎年父の日に開催する定期演奏会に向けて、曲が仕上がっていくのが楽しい。また、完全にタイアしたら小学校の登校ボランティアもやってみたい。人の役に立つし、地元デビューにもなる。暮らしている地域の中でつながりを探してみたいはいかがでしょうか。

「人生時計」が午前零時を刻むまで自分らしい人生が送れるよう、これからも新しいことにチャレンジしていきたい。

II 特別寄稿

「 兵庫県議会の取り組み（兵庫県議会基本条例と議会改革について） 」

兵庫県議会事務局 次長 榊 丈直 氏

兵庫県議会では、①二元代表制において、その一翼を担い、県民の代表によって県の意思決定を行う議事機関として、②多様な県民の意思の調整を図り県政に反映させるため、③公平かつ公正な議論を尽くすとともに、④その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指しています。

このため、平成 24 年 3 月には、議会として果たすべき責務や役割を県民に明らかにするとともに、議会が県民の負託に的確にこたえ、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的に、本県議会の最高規範となる「兵庫県議会基本条例」を制定いたしました。

兵庫県議会では、この条例に基づき、これまでの機能向上に向けた様々な取り組みや成果を踏まえ、より確かなものとするよう、さらなる議会改革に取り組んでまいります。

本稿では、本県議会が取り組んできた「議会改革」について、主なものをご紹介します。

1 二元代表制の下で、県民を代表し、県の意思決定を担う（知事との権能の違いを踏まえた対等で緊張ある関係の構築）

兵庫県では、執行機関の説明責任と透明性の高い一層開かれた県行政を実現するため、県の行政の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める「基本的な計画」を議決対象事項とする条例を制定しています。本条例に基づき、令和 5 年度には、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針、ひょうごインフラ整備基本方針、ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）の策定に係る審議を行いました。

このように、長期間にわたる各種施策の根拠となる総合計画等の策定に議会として制度的に関わる仕組みをつくっています。

2 多様な県民の意思の調整を図り、県政に反映させる（県民参加の推進と広報の充実）

(1) 本会議に関する改革

兵庫県議会においては、平成 27 年 9 月定例会から、議場内にベビーベッドを据え付けた親子傍聴席を設置、平成 30 年 2 月には、防音機能を持たせた親子傍聴室として整備し、親子で気軽に傍聴できる体制を整備しています。なお、現在は県庁舎の耐震診断調査により、議場棟が直下型地震の発生時には倒壊のおそれがあることが判明し、議場が使用できなくなっているため、当面、兵庫県公館等を代替の議場として本会議を行っていますが、将来、新たな議場の整備を行うこととなれば、親子傍聴への対応も議論していくことになるものと考えています。



親子傍聴室(席)

また、子育て世代等が議会を傍聴する上で障壁となっていた傍聴規則の「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない」との規定について、親子傍聴席の設置と合わせ、条文を削除する改正を行いました。

さらに、男性女性を問わず、議員の議会活動と出産や育児、介護などの家庭生活との両立に向けた環境整備のため、会議の欠席事由について、平成 30 年 10 月から「公務、疾病」に加え「育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助」も認めています。

(2) 委員会に関する改革

兵庫県議会の各常任委員会では、平成 24 年度

から県政の推進や委員会活動の活性化に資することを目的として、広く県民の意見を聞く機会を設けるため、常任委員会の管内調査において、委員会活動に対する県民の理解の促進と調査の一層の充実を図ることを目的に「団体等との意見交換」を実施しています。

なお、平成 28 年 9 月からは、特に若い世代との対話を充実させるため、若い世代との意見交換等を実施し、委員会審議に生かすこととしています。



警察常任委員とソーシャルメディア研究会
(兵庫県立大学学生等)との意見交換

また、本会議開会中の委員会の開催とは別に、所管事項を調査する委員会を、閉会中に月 1 回程度開催しています。各委員会の管内調査の機会を活用し、この閉会中の委員会を県下各地で開催することで、広く県民に対し、県議会の役割や機能についての理解の促進を図っています。

令和 5 年度は、産業労働常任委員会を養父市議会で、文教常任委員会を相生市文化センター扶桑電通なぎさホールに場所を移してそれぞれ開催しました。



地域開催（産業労働常任委員会）



地域開催（文教常任委員会）

(3) 議会活動に関する改革

日頃の調査研究や実践活動に基づいた学生との政策議論を通じ、若者の感性や発想を議会に反映させるとともに、学生にとっては議会を生きた学習の場として大学等での実習・実践に生かしてもらうため、社会科学分野でのグループ研究やフィールドワークを行う県内大学のゼミ授業を「県議会サテライトゼミ」として受け入れています。

令和 5 年度は、神戸学院大学経済学部ゼミ生 19 名を受け入れました。



サテライトゼミ

(4) 広報に関する改革

女性や若者の政治や地方議会への関心を高めるため、令和元年度から令和 4 年度まで議会広報誌「高校生版 ひょうご県議会だより」を発行（148,000 部）し、ホームページ上にも掲載しています。若者など広く県民に向けた、分かりやすく関心が持てる情報発信の仕組みづくりとして、高校生に取材、記事作成を委嘱し県下の全高校生に配布しました。

令和 5 年度は、高校生が取材からデジタルコンテンツの作成までを行った議会ポータルサイト「ひょうご県議会だより 高校生 Web 版」を開設し、高校生達が制作する様々なコンテンツや動

画をホームページ上に掲載しています。主権者教育への活用や、議会・議員と住民、特に若者との距離を縮めるための、より有効なデジタルツールとなるよう取り組んでいきます。

また、常任委員会については、県民に開かれた会議運営に資するべく、幅広く県民が委員会の議論を視聴できるよう、平成 25 年 2 月からの大会議室に加え、平成 30 年 7 月からは中会議室でも、それぞれの会議室で開催される常任委員会のインターネット中継を実施しています。

なお、令和 6 年の 6 月定例会以降は、7 つの常任委員会すべてで、ライブのインターネット中継を拡大実施します。

3 公平かつ公正な議論を尽くす（議会審議の活性化）

常任委員会の審査・調査の一層の充実・活性化を図るため、委員会の自主的な活動として、平成 27 年度から外部講師等専門的知見を活用して特定テーマに関する調査研究等に積極的に取り組んでいます。

各常任委員会の調査研究テーマ（令和 5 年度）

常任委員会名	調査研究テーマ
総務	スポーツの持つ多面的な価値を生かした「スポーツ行政」
健康福祉	子ども・子育て支援の充実
産業労働	地域経済の成長を加速するスタートアップの育成強化
農政環境	農山漁村における持続可能な地域づくり ～ヒト、モノ、投資、情報を呼び込む取組～
建設	空港活性化
文教	教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
警察	サイバー犯罪防止対策

4 議会の機能を最大限に発揮する（監視機能と施策提言機能の充実）

県議会では、昭和 56 年から政調懇話会の開催など、政策立案機能の発揮のための様々な取り組みを行ってきましたが、平成 24 年に制定した兵庫県議会基本条例において、「議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、知事

等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行う」とされ、新任議員研修をはじめ、政策立案機能の充実に向けてさまざまな取り組みを行っています。とりわけ、平成 27 年度の「中小企業の振興に関する条例」の全会一致での提案、成立を契機に、議員提案による政策条例の制定に向けた機運が一層高まり、提案のためのルール策定や政策法務研修の実施など環境整備を行い、その後の議員提案条例の制定に繋がっています。

（議員提案政策条例の制定実績）

平成 27 年度

中小企業の振興に関する条例

平成 29 年度

兵庫県産木材の利用促進に関する条例

障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例

（愛称：ひょうごスマイル条例）

令和元年度

中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

ここまで、兵庫県議会における様々な取り組みについて、ご紹介させていただきました。

今後とも、県議会が県民の皆さんにとってより一層身近な存在となるよう、広報活動のさらなる充実を図るほか、議会改革の取組をより進めてまいります。

フォロー・いいね！お願いします

○Facebook

<https://www.facebook.com/hyogokengikai/>



○X(旧 Twitter)

<https://twitter.com/hyogokengikai/>



Ⅲ 監事監査、理事会の開催

◎監事監査

立花監事、山田監事による令和5年度監事監査が下記のとおり実施されました。

日時：令和6年4月8日（月）
13：00～14：00

場所：兵庫県建築会 事務局

内容：・令和5年度事業報告
・令和5年度財務報告 等

◎令和6年度第1回理事会

令和6年度第1回理事会が開催され、令和6年度事業計画、令和5年度決算、令和6年度役員選任案などの議題について協議されました。

日時：令和6年4月18日（木）
13：00～14：00

場所：神戸三宮東急REI ホテル

議題：・令和5年度決算
・令和6年度役員選任
・令和6年度定時総会
・その他

2 月例会

日時：令和6年6月5日（水）
12：00～14：00

場所：神戸三宮東急REI ホテル

演題：「姫路城大改修について」

鹿島建設（株） 河原 茂生 氏

◎編集後記

今年も監事監査が終わり、定時総会の時期となりました。

そして6月からは本格的に当会事業がスタートすることになります。多彩なテーマでの月例会などを予定しておりますので、ご参加頂きますようお願いいたします。

事務局：吉本義幸、石井滝実子
電話：078-996-2851
FAX：078-996-2852
Email：archit-k@axel.ocn.ne.jp

Ⅳ お知らせ

◎訃報

平成8年から平成16年まで当会会長を勤められました竹村 章氏が4月8日ご逝去されました。

心からご冥福をお祈りいたします。

◎行事予定

1 令和6年度定時総会及び会員交流会

日時：令和6年5月9日（木）
総会 17：00～17：45

交流会 18：00～19：30

場所：神戸三宮東急REI ホテル



(野辺のフリージア 4/13 撮影)

安心をカタチに
兵庫県住宅再建 共済制度
フェニックス共済



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」



今後、もしも！！

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%!
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟!

活断層地震が発生したら

- ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら

豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した
 住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ!**

県内に住宅(戸建て・マンションなど)をお持ちの方に

県内の住宅(借家含む)にお住まいの方に

住宅再建共済

年額**5,000円**で
 再建、補修時等に

最大**600万円**給付!

※半壊(損害割合 20%)以上

一部損壊特約

年額**500円**で
 補修時等に

最大**25万円**給付!

※損害割合10%以上20%未満

家財再建共済

単独加入 年額**1,500円**で

住宅とセット加入の場合 年額**1,000円**で

購入・修復時に 最大**50万円**給付!

※床上浸水・半壊以上

※住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

(東京都庁 プロジェクション・マッピング)

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・落石・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター **078-362-9400** (平日9:00~17:00)

FAX: 078-362-4082

E-mail jutakukyosai@pref.hyogo.lg.jp

フェニックス共済 検索 *加入申込書はダウンロードできません*



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局(簡易郵便局除く)にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です!